**ママラボ　〇〇　　会則・規約**

（名称）

第1条 この会は、ママラボ　〇〇　（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

1. 本会は、母と子の心身の健康を育むとともに、イベントを通じて親子で楽しみながら考える力を養い、「生き抜く力」に貢献することを目的とし、２０２２年３月５日に設立し、次の事業を行う。

（活動・事業の種類）

第３条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 子育てに関するセミナー、イベント、講演会等の企画・開催・運営
2. 子供向けイベント、ワークショップおよび講演会の企画・開催・運営
3. 子育て世代向けイベント、ワークショップおよび講演会の企画・開催・運営
4. その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第４条 本会の会員は、次のものとする。

（1）会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（入会）

第５条　会員の入会について次の条件を定める

1. 会員として入会しようとするものは、ママラボが認定する全カリキュラムを終了し資格認定を取得するもの。
2. 総会において入会を許可したもの。

（退会）

第６条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡したとき
2. 本人が音信不通になったとき
3. 会員としてふさわしくないと認められる事案が発生したとき

第７条 本会に次の役員を置く。

1. 代長 ２人

（選任）

第８条 役員は総会において、会員の中から選任する。

（職務）

第９ 条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

附則

1 この会則・規約は、２０２２年３月５日から施行する。